別表(第3条、第10条関係)

別衣(弗3余、亨 種別	種目	対象者	性能	基準額	耐応年数
介護・訓練用支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以 上の身体障害者(児)	腕、脚等の訓練のできる 器具を付帯し、原則とし て身体障害者の頭部及 び脚部の傾斜角度を個 別に調整できる機能を 有するもの	154,000円	8年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障害者(身体障害児の場合は2級を含む。)、及び重度又は最重度の知的障害者(児)。ただし、原則として3歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等 による汚染又は損耗を 防止できる機能を有す るもの	19,600円	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級で 常時介護を要する身体障害 者(児)。ただし、原則として 学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者 (児)又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)で入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし原則として3歳以上の者	身体障害者(児)を担架 に乗せたままリフト装 置により入浴させるも の	82,400円	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者	介助者が身体障害者 (児)の体位を変換させ るのに容易に使用し得 るもの	15,000円	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)。ただし原則として3歳以上のもの	介護者が身体障害者 (児)を移動させるにあ たって、容易に使用し得 るもの。ただし、天井走 行型その他住宅改修を 伴うものを除く。	159,000円	4年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以 上の身体障害児で原則3歳以 上の者	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100円	5年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以 上の身体障害児で原則学齢 児以上の者	腕又は脚の訓練等でき る器具を備えたもの	159,200円	8年
	エアーパッド	下肢又は体幹機能障がい1級の身体障がい者(児)及び、下肢又は体幹機能障がい2級と上肢障がい2級以上で総合等級1級の身体障がい者(児)(常時介護を要するものに限る。)	褥瘡防止のためのものであって、エアーマットと送風装置からなるもの	58,000円	5年
自立生活支援 用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障害を 有する身体障害者(児)で入浴 に介助を必要とする者。ただ し、原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障害者(児) 又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年

	/ P.P.		5 11 85 5 15 (18 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以	身体障害者(児)が容易	9,850円	8年
		上の身体障害者(児)。ただし、	に使用し得るもので手		
		原則として学齢児以上の者	すりつきのもの。ただ		
			し、取替えに当たり住宅		
			改修を伴うものを除く。		_
	T字状・棒状の	平衡機能又は下肢若しくは	身体障害者(児)が容易	4,460円	3年
	つえ	体幹機能障害3級以上の身体	に使用し得るもの		
		障害者(児)。ただし、原則と			
		して学齢児以上の者			_
	移動・移乗支	平衡機能又は下肢若しくは	おおむね次のような性	60,000円	8年
	援用具	体幹機能に障害を有する身	能を有する手すり、ス	(手すり	
		体障害者(児)で、家庭内の移	ロープ等であること。	5,400円)	
		動等において介助を必要と	身体障害者(児)の身		
		する者	体機能の状態を十分踏		
			まえたものであって、必		
			要な強度と安定性を有		
			するもの		
			転倒予防、立ち上がり		
			動作の補助、移乗動作の		
			補助、段差解消等の用具		
			とする。ただし、設置に		
			当たり住宅改修を伴う		
			ものを除く。		
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは	ヘルメット型で歩行が		
		体幹機能に障害を有し、歩行	困難な者が転倒の際に		
		や立位が不安定で頻繁に転	頭部を保護できる機能		
		倒する恐れのある身体障害	を有するもの。		
		者(児)。又は、重度又は最重	アースポンジ及び革を	ア	3年
		度の知的障害者(児)若しくは	主材料としているも	15,200円	
		精神障害者で、てんかんの発	<i>(</i>)	•	a #4
		作等により頻繁に転倒する	イスポンジ、革及びプ	\ 20 .5 70⊞	3年
		者	ラスチックを主材料	36,750円	
	# 74 /F 00		としているもの	1¥1 000 H	0 F
	特殊便器	上肢障害2級以上の身体障害	足踏ペダルで温水温風	151,200円	8年
		者(児)及び重度又は最重度の	を出し得るもの及び知		
		知的障害者(児)で訓練を行ってよりもでの批価後の処理	的障害者(児)を介護している者が窓見に使用		
		ても自力での排便後の処理	ている者が容易に使用している者が容易に使用している者が容易に使用している。		
		が困難な者。ただし、原則と	し得るもので温水温風		
		して学齢児以上の者	を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅		
			し、取骨えにヨだり仕宅 ひ修を伴うものを除く。		
	火災警報器	 障害等級2級以上の身体障害	室内の火災を煙又は熱	15,500円	8年
	八八百和命	者(児)又は重度若しくは最重	生内の人気を煌えは熱 により感知し、音又は光	10,000□	07
		度の知的障害者(児)であって	たまり燃却し、自又は几		
		それぞれ火災発生の感知及	ぜーで知らせ得るもの		
	自動消火器	び避難が著しく困難な者。た	室内温度の異常上昇又	28,700円	8年
	ロおりロノへ合	だし、火災発生の感知及び避	並の温度の異常工弁文 は炎の接触で自動的に	20,100 1	U-T
		難が著しく困難な者のみの	消火液を噴射し、初期火		
		世帯又はこれに準ずる世帯	災を消火し得るもの		
	電磁調理器	視覚障害2級以上の視覚障害	視覚障害者又は知的障	41,000円	6年
	SET INN HAR LITTING	者で盲人のみの世帯及びこ	害者が容易に使用し得	11,00011	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		れに準ずる世帯又は重度若	るもの		
		しくは最重度の知的障害者	<u> </u>		
		で知的障害者のみの世帯及			
		びこれに準ずる世帯			
L	1	1	1		

	歩行時間延長	視覚障害2級以上の身体障害	視覚障害者(児)が容易	7,000円	10年
	少 行 時 間 延 段 信 号 機 用 小 型	者(児)。ただし、原則として	祝見障害有(兄)が谷勿 に使用し得るもの	7,000円	10+
	送信機	学齢児以上の者	(1) (2) (1) (1) (1)		
	聴覚障害者用	聴覚障害2級以上の聴覚障害	音、声音等を視覚、触覚	87,400円	10年
	屋内信号装置	者(児)で聴覚障害者(児)のみ	等により知覚できるも	,	
		の世帯及びこれに準ずる世	D		
		帯			
	環境制御装置	上肢又は下肢若しくは体幹	複数の家電製品等の日	68,000円	5年
		機能障がい2級以上の身体障	常生活用具のリモコン		
		がい者で、原則として18歳以	を1台で操作できる機能		
		上の者	を有する機種で、障がい		
			者が容易に使用できる		
-	- 8 - 11 -	THE TAX III AND THE SAME OF	€ Ø	100 000 W	
	テーブルリフ	下肢又は体幹機能障がい2級	段差の大きい玄関等を	100,000円	5年
	F	以上(車いすを常用する者に	スムーズに移動するこ		
		限る。)で、原則として18歳	とが可能な機種で、障が		
		以上の者	い者及びその介護者が 容易に使用できるもの。		
	音声標識ガイ		歩行時間延長信号機用	25,000円	5年
	ドード	して18歳以上の者	小型送信機と一体と	20,00011	9 T
	1		なって使用できる受信		
			機		
在宅療養等支	透析液加湿器	腎臓機能障害3級以上の身体	透析液を加温し、一定温	51,500円	5年
援用具		障害者(児)。ただし、原則と	度に保つもの		
		して3歳以上の者			
_					
	ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上又は	身体障害者(児)が容易	36,000円	5年
-	(吸入器)	同程度の身体障害者(児)で	に使用し得るもの		
	電気式たん吸 引器	あって、必要と認められる者		56,400円	5年
	酸素ボンベ運	医療保険における在宅酸素		17,000円	10年
	搬車	療法を行う身体障害者(児)			
	盲人用体温計	視覚障害2級以上の視覚障害	視覚障害者(児)が容易	9,000円	5年
	(音声式)	者(児)で盲人のみの世帯及び	に使用し得るもの		
		これに準ずる世帯。ただし、			
		原則として学齢児以上の者			
	盲人用体重計	視覚障害2級以上の視覚障害	視覚障害者(児)が容易	18,000円	5年
		者(児)で盲人のみの世帯及び	に使用し得るもの		
		これに準ずる世帯。ただし、			
-	パルスオキシ	原則として学齢児以上の者 呼吸器機能障がい及び心臓	血中酸素濃度を簡便に	46 000 TT	K 在
	メーター	呼吸	皿甲酸素濃度を間便に 計測でき、在宅での適正	46,000円	5年
		機能障がい有(児)であって、 呼吸管理上必要と認められ	な健康管理を援助でき		
		お者	るもの		
情報・意思疎	携帯用会話補	肢体不自由又は音声機能若	携帯式で、ことばを音声	98,800円	5年
通支援用具	助装置	しくは言語機能障害であっ	又は文章に変換する機	,	•
		て、発声・発語に著しい障害	能を有し、身体障害者		
		を有する身体障害者(児)。た	(児)が容易に使用し得		
		だし、原則として学齢児以上 の者	るもの		
-	情報・通信支	上肢機能障害2級又は視覚障	障害者向けのパーソナ	100,000円	5年
l l					-
	援用具	害2級以上の身体障害者(児)	ルコンピューター周辺		
			ルコンピューター周辺 機器や、アプリケーショ		

	T		1	
		上肢機能障害者(児)		
		インテリキー、ジョイス		
		ティック等		
		視覚障害者(児) 画面		
		拡大ソフト、画面音声化		
		ソフト等		
パーソナルコ	パーソナルコンピューター	パーソナルコンピュー	60,000円	5年
ンピューター	又はワードプロセッサの入	ター又はワードプロ		
用特殊入力装	力操作が困難な身体障がい	セッサの入力操作が補		
置	者	助でき、障がい者が容易		
		に使用できるもの		
点字ディスプ	視覚障害及び聴覚障害の重	文字等のコンピュータ	383,500円	6年
レイ	度重複障害を有する(原則と	の画面情報を点字等に	300,000,	0 1
'	して視覚障害2級かつ聴覚障	より示すことのできる		
	害2級以上)身体障害者で	もの。文字等のコン		
	あって、必要と認められる者	ピュータの画面情報を		
	のうて、紀女と師のられいる名	点字等により示すこと		
		のできるもの		
点字器	 視覚障害2級以上の視覚障害	視覚障害者(児)が容易		
小丁 和	祝見障害2級以上の祝見障害 者(児)。原則として学齢児以	倪見障害有(児)が谷易 に使用し得るもので次		
	有(児)。原則として子町児以 上の者			
	上の有	のとおりとする。	(1) + ※ ※ ※	
		(1) 標準型	(1) 標準 型	
		ア 両面書真鍮板製	ア	7年
			10,400円	
		イ 両面書プラス	イ 6,600	7年
		チック製	円	
		(2) 携帯用	(2) 携帯	
		(=) 43 114 / 14	用	
		アー片面書アルミ	ア 7,200	5年
		ニューム製	円	0
		イ 片面書プラス	√ 1,650	5年
		チック製	円	0 1
点字タイプラ	視覚障害2級以上の視覚障害			5年
点字タイプラ	視覚障害2級以上の視覚障害 者(児)で就労若しくは就学し	視覚障害者(児)が容易	63,100円	5年
点字タイプラ イター	者(児)で就労若しくは就学し			5年
	者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込ま	視覚障害者(児)が容易		5年
イター	者(児)で就労若しくは就学し ている者又は就労が見込ま れる者	視覚障害者(児)が容易 に使用し得るもの	63,100円	·
イター 視覚障害者用	者(児)で就労若しくは就学し ている者又は就労が見込ま れる者 視覚障害者2級以上の視覚障	視覚障害者(児)が容易 に使用し得るもの 音声等により操作ボタ		5年
イター 視覚障害者用 ポータブルレ	者(児)で就労若しくは就学し ている者又は就労が見込ま れる者 視覚障害者2級以上の視覚障 害者(児)。ただし、原則とし	視覚障害者(児)が容易 に使用し得るもの 音声等により操作ボタ ンが知覚又は認識でき、	63,100円	·
イター 視覚障害者用	者(児)で就労若しくは就学し ている者又は就労が見込ま れる者 視覚障害者2級以上の視覚障	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、 かつ、DAISY方式によ	63,100円	·
イター 視覚障害者用 ポータブルレ	者(児)で就労若しくは就学し ている者又は就労が見込ま れる者 視覚障害者2級以上の視覚障 害者(児)。ただし、原則とし	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式	63,100円	·
イター 視覚障害者用 ポータブルレ	者(児)で就労若しくは就学し ている者又は就労が見込ま れる者 視覚障害者2級以上の視覚障 害者(児)。ただし、原則とし	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書	63,100円	·
イター 視覚障害者用 ポータブルレ	者(児)で就労若しくは就学し ている者又は就労が見込ま れる者 視覚障害者2級以上の視覚障 害者(児)。ただし、原則とし	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品で	63,100円	·
イター 視覚障害者用 ポータブルレ	者(児)で就労若しくは就学し ている者又は就労が見込ま れる者 視覚障害者2級以上の視覚障 害者(児)。ただし、原則とし	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該と図により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)	63,100円	·
イター 視覚障害者用 ポータブルレ	者(児)で就労若しくは就学し ている者又は就労が見込ま れる者 視覚障害者2級以上の視覚障 害者(児)。ただし、原則とし	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でにより操作でき、かつ、DAISY方式に当該方針を記録された関系といる。 の再生が可能なもいであって、視覚障害者(児)が用意に使用し得るも	63,100円	·
イター 視覚障害者用 ポータブルレ コーダー	者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者 視覚障害者2級以上の視覚障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの 音声等により操作ボランが知覚又は認識式にき、かつ、DAISY方式は方式を引きないに当該方とよる録すの再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が用意に使用し得るもの	85,000円	6年
イター 視覚障害者用 ポータブルレ コーダー 視覚障害者用	者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者 視覚障害者2級以上の視覚障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの 音声等により操作ボランが知覚又は認識式により報音でにより報識式にない。 かつ、DAISY方式該区による最近にはなりできまり記録ではされた製品ではなりできる。 に使用し得るものできます。 文字情報と同一紙面上	63,100円	·
イター 視覚障害者用 ポータブルレ コーダー 視覚障害者用 活字文書読上	者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者 視覚障害者2級以上の視覚障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの 音声等により操作がき、かの DAISY方当該といる。 DAISY方当該図品でにより記録された製者によれまり記述された製者(児)が用意に使用し得るもの文字情報と同一紙を文字情報とた記載された当該文字	85,000円	6年
イター 視覚障害者用 ポータブルレ コーダー 視覚障害者用	者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者 視覚障害者2級以上の視覚障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの 音声等により操作できる。 かの最近により認識式方数方式該方数方式。DAISY方式该方数方式。 る最よりがの音が記れた数音をはいる。 ではないではないではない。 のでは、視覚用しのでは、視覚用しのではではではではではでいる。 では、視覚用しるものでは、視覚には、一人ではではないではではない。 では、では、は、では、は、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	85,000円	6年
イター 視覚障害者用 ポータブルレ コーダー 視覚障害者用 活字文書読上	者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者 視覚障害者2級以上の視覚障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの 音声等により操作できた。 り認識式該と関係でいる。 かつの最近にされた数ではない。 るよりがの。 るよりがではないではない。 ないではないではでいる。 は、再って意にでいる。 がのでいる。 では、視覚用しいでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	85,000円	6年
イター 視覚障害者用 ポータブルレ コーダー 視覚障害者用 活字文書読上	者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者 視覚障害者2級以上の視覚障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの 音がのというでは、	85,000円	6年
イター 視覚障害者用 ポータブルレ コーダー 視覚障害者用 活字文書読上	者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者 視覚障害者2級以上の視覚障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの 音声等により操作できた。 り認識式該と関係でいる。 かつの最近にされた数ではない。 るよりがの。 るよりがではないではない。 ないではないではでいる。 は、再って意にでいる。 がのでいる。 では、視覚用しいでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	85,000円	6年
イター 視覚障害者用 ポータブルレ コーダー 視覚障害者用 活字文書読上	者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者 視覚障害者2級以上の視覚障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの 音がのというでは、	85,000円	6年
イター 視覚障害者用 ポータブルレ コーダー 視覚障害者用 活字文書読上	者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者 視覚障害者2級以上の視覚障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの 音が知りない。 音が知りない。 一方がの最いでは、 一方がの最いでは、 一方がの最いでは、 でのあが、 のでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でいる。 でい。 でいる。	85,000円	6年
イター 視覚障害者用 ポータブルレ コーダー 視覚障害者用 活字文書読上	者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者 視覚障害者2級以上の視覚障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚用し得るもの 一時では、 一時では、 一時では、 のがののでは、 では、 ののでは、 では、 ののでは、 ののでは、 では、 ののでは、 では、 ののでは、 では、 ののでは、 では、 ののでは、 では、 ののでは、 では、 ののでは、 では、 ののでは、 では、 ののでは、 では、 ののでは、 では、 ののでは、 では、 ののでは、 では、 ののでは、 では、 ののでは、 では、 ののでは、 では、 ののでは、 でいる。 でい。 でいる。	85,000円	6年

LET NV. BALLAL	★田 4D以)→ Bサ ホ ユー 1 → 1B ツ - 4-		100.000	0.5
視覚障害 拡大読書	器 害者(児)であって、本装置に より文字等を読むことが可 能になる者。ただし、原則と して学齢児以上の者	いもの(印刷物等)の上 に置くことで、簡単に拡 大された画像(文字等) をモニターに映し出せ るもの	198,000円	8年
盲人用時	計 視覚障害2級以上の視覚障害 者(児)。なお、音声時計は、 手指の触覚に障害がある等 のため触読式時計の使用が 困難な者を原則とする。ただ し、原則として学齢児以上の 者	に使用し得るもの	触読式 10,300円 音声式 13,300円	10年
聴覚障害通信装置	者用 聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害者(児)等とする。ただし、原則として学齢児以上の者	ことができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障害者(児)等が容易	71,000円	5年
聴覚障害情報受信		字幕及び手話通訳 付き番 (児) 用番に できる (児) 用組に 字 を は で が で また し な で また (児) が 容 また (児) が 容 易に で また (児) が 容 易に 使 用 し 得るもの	88,900円	6年
人工喉頭	喉頭摘出者	笛式 呼気によりゴム等の膜 を振動させ、ビニール等 の管を通じて音源を口 腔内導き構音化するも の	笛式 8,100円	4年
		電動式 顎下部等にあてた電動 板を振動させ経皮的に 音源を口腔内に導き構 音化するもの	電動式 70,100円	5年
福祉電話 与)	居(貸 聴覚又は音声機能若しくは 言語機能に障害を有する聴 覚障害者等又は外出困難な 身体障害者(原則として2級 以上)であってコミュニケー ション、緊急連絡等の手段と して必要性があると認めら れる者又はファックス被 与者。ただし、聴覚障害者 又は身体障害者のみの世帯 及びこれに準ずる世帯	障害者が容易に使用し 得るもの	新規設置 83,300円 回線切換 のみ 2,000円	

	ファックス	聴覚又は音声機能若しくは	聴覚障害者等が容易に	7,700円	
	(貸与)	言語機能障害3級以上の聴覚	使用し得るもの		
		障害者等であって、コミュニ			
		ケーション、緊急連絡等の手			
		段として必要性があると認			
		められる者。ただし、電話(福			
		祉電話を含む。)によるコミュ			
		ニケーション等が困難な聴			
		覚障害者等のみの世帯及び			
		これに準ずる世帯			
	視覚障害者用	視覚障害者(児)で就労若しく	編集、校正機能を持ち、	1,030,000	_
	ワードプロ	は就学している者又は就労	日本点字表記法に基づ	円	
	セッサー(共	が見込まれる者	き、入力した文章を自動		
	同利用)		的に点字変換が可能で		
			点字プリンターとの連		
			動により点字文書の作		
			成及び音声化ができる		
			\$0		
	点字図書	主に、情報の入手を点字に	点字により作成された	別に定め	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	よっている視覚障害者(児)	図書	る	
	携帯用会話補	「携帯用会話補助装置」の支	携帯用会話補助装置に		5年
		「携帝用芸品補助装直」の文 給対象者のうち上肢機能障		80,000円	94
	助装置専用大		接続可能であって、足で		
	型キーボード	がい2級以上で、原則として	入力できるようキーが		
	771 0 000	18歳以上の者	大型化されたもの		
	電動ページめ	上肢機能障がい2級以上の者	電動により図書のペー	150,000円	5年
	くり装置	で、原則として18歳以上の者	ジをめくる機種で、障が		
			い者が容易に使用でき		
			るもの		
	視覚障害者用	視覚障がいを有し、墨字本に	活字を読み取り、音声で	150,000円	5年
	音声読書機	よる読書が困難なもの(パー	読み上げることができ		
		ソナルコンピューター等の	るもの(画像読み込み、		
		操作が困難なため真に専用	文字認識、音声読み上げ		
		機が必要な者に限る。)で、原	等の機種が一体となっ		
		則として18歳以上の者	た専用機に限る。)		
	点字電子手帳	視覚障がいを有する者で、意	持ち運びが容易で、外出	125,000円	5年
		思伝達が困難な者(点字によ	先での情報の入出力が	125,000 1	5-
		る意思伝達が可能な者に限	可能であり、点字編集機		
北川林田士松	マルー壮日	る。)	能を持つ機種	 本 / E / C	
排泄管理支援	ストマ装具	人工肛門又は人工膀胱造設	蓄便袋	蓄便袋	
用具		者	低刺激性の粘着剤を使	月額	
			用した密封型又は下部	8,858円	
			開放型でラテックス製		
			又はプラスチックフィ		
			ルム製の収納袋		
			蓄尿袋	蓄尿袋	_
			低刺激性の粘着剤を使	月額	
			用した密封型のラテッ	11,639円	
			クス製又はプラスチッ		
			クフィルム製の収納袋		
			で尿処理用のキャップ		
			付のもの		
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によ	紙おむつ、洗腸用具、サ	月額	_
	16400 D > 4	リストマ装具の使用が困難	ラシ・ガーゼ等衛生用品	12,000円	
		な者又は3歳以上の者で高度	/ / / 日刊門工川田	12,00013	
		の排便若しくは排尿機能障			

	1				
		害の者又は脳原性運動機能 障害かつ意思表示困難者			
		3歳以上の者で下肢又は体幹		月額	
		機能障害2級以上の身体障害		4,000円	
		者(児)。又は、重度又は最重			
		度の知的障害者(児)			
	収尿器	高度の排尿機能障害	採尿器と蓄尿袋で構成	男性用	1年
			し、尿の逆流防止装置を	普通型	
			つけるもの。	7,700円	
				簡易型	
				5,700円	
				女性用	
				普通型	
				8,500円	
				簡易型	
				5,900円	
住宅改修費	居宅生活動作	下肢、体幹又は乳幼児時期以	障害者の移動等を円滑	200,000円	
	補助用具	前の非進行性の脳病変によ	にする用具で設置に小	原則1回	
		る運動機能障害(移動機能障	規模な住宅改修を伴う		
		害に限る)を有する障害者等	もの。		
		であって障害程度等級3級以			
		上の者(ただし、特殊便器への			
		取り替えについては上肢障			
		害2級以上の者)			

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。